

固定資産税台帳縦覧のお知らせ

平成十五年度の固定資産税台帳を左記の日程で縦覧します。これまでの固定資産税台帳の縦覧制度は、自己の資産のみ縦覧に供する制度でありましたが、平成十五年度からの新しい縦覧制度は固定資産税の納税者が自己の土地又は家屋の評価額を他の土地又は家屋の評価額と比較して自己の評価額が適正であるか確認できるように改正されました。縦覧できる者は納税者・納税者の代理人・借地人・借家人で賃借権の権利を有する者、固定資産の処分をする権利を有する管財人等です。プライバシーを保護する観点から縦覧帳簿には所有者の氏名は記載されておりません。

記載内容

土地Ⅱ所在、地番、地目、地積、評価額、家屋Ⅱ所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額

縦覧の際、縦覧できる者であることを確認しますので本人確認の方法として、納税通知書、課税明細書、運転免許証、保険証等の提示又は借地人・借家人の方は賃貸借契約書を提示していただきますので用意してください。

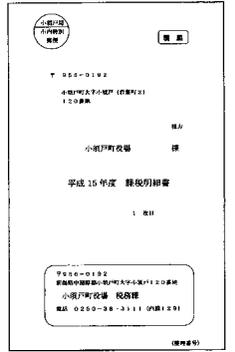
縦覧期間

平成十五年四月一日(火)～四月二十一日(月)

縦覧場所

小須戸町役場税務課課資産税係

また、納税者には課税明細書を送付します。記載事項は所有する土地については一筆ごとの内容、家屋については一棟ごとの内容が記載されているので、自己所有の固定資産が確認できます。



課税明細書(表紙)

土地Ⅱ所在	地番	地目	地積	評価額	家屋Ⅱ所在	家屋番号	種類	構造	床面積	評価額
〇〇〇〇-〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇.〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇〇-〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇.〇〇	〇〇,〇〇〇
〇〇〇〇-〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇.〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇〇-〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇.〇〇	〇〇,〇〇〇

課税明細書(土地・家屋明細)

ガス・水道料金の納入方法が変わります

広報こすど一月号でもお知らせしましたとおり、平成十五年四月分からガス・上下水道料金が一本化するため料金の納入方法が左記のとおり変更になります。

〇口座振替(引落)の方

従来郵送でお届けしていましたが『下水道使用料領収書』は廃止になります。(四月郵送分が最後です)

〇現金納入の方

ガス水道課から送付されます納付書でガス・上下水道料金がまとめて請求されます。最寄りの各銀行又は役場一階ガス水道課窓口でお支払ください。

お問い合わせ先

小須戸町役場ガス水道課

☎ 三八一三一一

改造教習車を譲渡します

社会福祉法人新潟県身体障害者団体連合会では、身体障害者の運転車免許取得のために改造教習車を配置していましたが、この改造教習車を譲渡したいと思います。車種・年式・費用など詳しくお知りになりたい方は左記までお問い合わせ下さい。

申込締切 三月二十日(木)

申込・問い合わせ 県身運事務局

☎ 〇二五一三八一一一四七四

「母子保健推進員」を募集します

町では、少子化・核家族化が進む中、地域住民と行政との間の橋渡し役として地域の子育てを支援して下さる母子保健推進員を募集いたします。

町の子育て活動へのお手伝いやお母さん達の身近な相談相手として活動してみませんか。

具体的な活動内容
・ 役場から依頼された妊婦や子どもに対しての通知配布
・ 乳幼児検診への協力
(年一回程度)

母子保健推進員の研修会参加

任期は平成十五年四月～平成十八年三月の三年間です。以上の活動が可能な方で女性の方

希望の方は三月二十日(木)までに左記までご連絡ください。

申し込み・問い合わせ先 小須戸町役場保健師まで

☎ 三八一三一一

(内線一四二・一四三)

検察審査会制度をご存知ですか

「交通事故や詐欺などの被害にあって、警察や検察庁に訴えたのに検察官が相手を不起訴にして裁判にかけてくれない。加害者が何の処罰も受けないのは納得できない。」という方は、検察審査会事務局に相談してください。

検察審査会

検察審査会は、国民から選ばれた十一人の審査員が、その不起訴処分が正しいかどうかを審査します。審査員は、選挙権を持っている皆さんの中から「くじ」で選ばれます。

あなたも、審査員に選ばれることがあります。もし、審査員に選ばれたときには、国民

日赤特別社員表彰

このたび、日本赤十字社新潟県支部より永年多額の社費を納入された方に、特別社員表彰として、感謝状が贈呈されました。表彰された方は次のとおりです。

- 田中 達郎 様 (本町二)
- 藤田 仙典 様 (〃)
- 小見 清 様 (〃)
- 宮崎 賢能 様 (〃)
- 川瀬 ヤウ 様 (〃)
- 石附 重松 様 (〃)
- 栗原 久平 様 (矢代田十二)

花・はな講習会

● 3月22日(土) PM 1:30～
レンガやフェンスですてきな庭造り講座
プロが教える飽きのこない庭造り

問い合わせは
花とみどり館 ☎ 38-5430
花ステーション ☎ 38-5550

健康相談 母子手帳発行日のお知らせ



赤ちゃんからお年寄りまで、健康についてのご相談をお受けしています。また、母子手帳の発行や思春期の心と体についての相談(電話も可)も行います。お気軽にご利用ください。

日時 3月3日(月)・10日(月)・17日(月)・24日(月)・31日(月)

午前9時～11時30分
午後1時～4時30分

会場 役場保健センター 1階5番の窓口
電話 3813111
内線 142・143

※母子手帳発行の際に、健康指導を行いますので、なるべくご本人がおいでください。(印鑑を持参してください。)

心配ごと相談

会場 老人福祉センター
時間 午後1時～3時30分

3月の相談日

- 4日(火) 五十嵐 節・馬場 綾子
- 11日(火) 青柳 光男・白井 重栄
- 18日(火) 篠田 悦子・高橋千代子
- 25日(火) 川瀬 賢悟・佐藤二三雄

※相談は無料、秘密厳守。

無料 法律相談

相談日 3月19日(水)
午前9時～12時まで

会場 役場 保健指導室(二階)
相談員 古川 兵衛 弁護士

申し込みは前日午前中までに役場住民係へ電話(3813111番内線137番)でお願います。申し込み人数により、時間を変更することがあります。

行政相談

国の仕事、国が県や市町村に委ねている仕事について、みなさまの疑問等にお答えし、苦情の解決に努め、皆さんと行政(国)の橋渡しをします。

相談日 3月13日(木)
午前9時～11時まで

会場 役場 母親教室(三階)
相談員 伊藤 正人 行政相談委員

ふれあい電話相談

— 教育相談をはじめ いろいろな電話相談に応じます —

◆ 相談日 3月7日(金)・14日(金)・28日(金)

◆ 受付時間 午後1時～5時

◆ 電話番号 3813300

・ お名前は、言わなくていいです。
・ 秘密は、固く守ります。

花の湯館の
今月の休館日は
3月14日(金)です

